

# 「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」に対するパブリックコメントの実施結果とその対応について

## I. 意見募集の概要

平成27年1月に取りまとめた中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成27年1月30日（金）～平成27年3月2日（月）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

## II. 意見募集の実施結果

### ○意見提出者数：3名・団体

意見提出者数（団体・個人）	
事業者団体	1
民間事業者	2
地方自治体	0
市民団体・その他の団体	0
個人	0
合 計	3

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

### ○意見の総数（事務局で整理した意見数：14件）

報告案の該当箇所	件数
1. はじめに	0件
2. 公共用水域への排水規制及び地下浸透規制等のあり方について	
（1）水質汚濁防止法における排水基準の考え方	0件
（2）排水基準の設定について	0件
（3）地下水浄化基準の設定について	2件
（4）特定事業場に係る地下浸透規制について	0件
（5）検定方法	0件
3. 暫定排水基準について	0件
4. 留意事項	0件

別紙	
I. 物質の特性と人の健康影響	0件
II. 用途、排出量等	0件
III. 公共用水域及び地下水における検出状況	2件
IV. 排水中からの除去技術（処理技術に関する情報）	2件
V. 検定方法	1件
全体を通して	4件
合 計	11件

パブリックコメント対象外の意見 ・・・ 3件

### III. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙のとおり

### IV. 報告案への対応

別紙IVについて、地下水の浄化技術に関する情報を追記した。

「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）に対するパブリックコメントの実施結果とその対応

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
(3) 地下水浄化基準の設定について			
1	地下水の飲用や利用がない地域についても同一の浄化基準を適用する根拠を示して頂きたい。基準不適合による区域に指定される土地が増えることから、浄化基準は一律ではなく、土地の利用状況や水源への影響を加味し、基準を変えて頂きたい。	2	<p>水質汚濁防止法第14条の3に規定する浄化措置は、「現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき」に必要な限度において命ずるものであり、当該被害のおそれがない場合には、そもそも措置命令は適用されません。</p> <p>なお、浄化基準の超過をもって、土壤汚染対策法に定める要措置区域等が指定されることはありません。</p>
別紙III. 公共用水域及び地下水における検出状況			
2	地方自治体が把握している土壤汚染事例などが検討資料に含まれておらず、超過事例の少ないデータのみで検討がされているように見受けられるため、公平性と客観性が確保された検討をお願いしたい。	1	<p>水質汚濁防止法及び土壤汚染対策法に基づき都道府県知事等が行った調査の結果、把握され、国に報告された全ての超過事例を対象に整理し、検討を進めました。</p> <p>なお、自治体の条例に基づく措置事例についても、国に報告されているものは、検討資料に含まれています。</p>
3	新環境基準超過地点数は、過去に遡って基準超過と判断するような表現となっているが、新基準の遡及適用は行われないようすべきである。	1	<p>新環境基準を過去に遡って適用することはありません。</p> <p>(現在の汚染状況については、新環境基準により判断されます。)</p>
別紙IV. 排水中からの除去技術（処理技術に関する情報）			
4	地下水からの除去技術は検討されていないので、浄化の実現性を示して頂きたい。新基準値を担保できる浄化技術を新規に導入する必要性が生じる場合を考慮して、猶予期間を設けて頂きたい。	2	<p>別紙IVに、地下水からの除去技術に関する情報を追記しました。</p> <p>水質汚濁防止法第14条の3に基づき、都道府県知事は、相当の期限を定めて、浄化措置を命ずることとされており、浄化実施のための準備期間も考慮されることから、統一的な猶予期間の設定は必要ないと考えます。</p>

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方（案）
別紙V. 検定方法			
5	<p>見直し後の基準値である 0.01mg/L への基準適合については、0.010mg/L は基準適合、0.011mg/L は基準不適合と判断されるか。</p> <p>検定を公平かつ公正に実施するため、見直し基準値 0.01mg/L については、定量下限として 0.001mg/L が必要であり、溶媒抽出-ガスクロマトグラフ法は繰り返し分析精度5～10%で0.002から0.04mg/Lが定量範囲となっており、一定水準の分析精度が確保されているものと考えます。</p>	1	<p>前段については、御意見のとおりです。</p> <p>後段については、必ずしも基準値の1/10まで定量することが求められているわけではなく、JIS K0125による溶媒抽出-ガスクロマトグラフ法は繰り返し分析精度5～10%で0.002から0.04mg/Lが定量範囲となっており、一定水準の分析精度が確保されているものと考えます。</p> <p>なお、当該分析法の見直しについては、今後の分析技術の開発・利用状況を踏まえ、必要に応じて適切に対処すべきと考えます。</p>
全体を通して			
6	既に水質汚濁防止法に基づく行政指導等により浄化等の措置が実施されている場合、経過措置を認めるべきである。	1	水質汚濁防止法の浄化措置命令に基づく浄化措置を実施中の場合の取扱いについては、他の関係法令における対応状況について精査し、統一的な対応の観点から今後検討していくことが必要と考えます。
7	土壤汚染対策法に基づき、浄化措置や措置完了モニターが実施されている場合、猶予を認めるべきである。	3	土壤汚染対策法に係る御意見のため、パブリックコメント対象外ですが、意見番号6の回答を御参照下さい。